6　船側からtc未満又は船底からvs未満の位置にある貨物タンクを通る管には、その管がいずれかの貨物タンクに連結している場所に弁（これに類似する器具を含む。）を備える。この弁は、タンクに貨物油があるときは、航海中閉じておく。ただし、船舶のトリムの調整のために貨物油を移し替える必要がある場合に限り、開けることができる。

7　この規則は、第一規則28.8に定義する二千十年一月一日以後に引き渡された油タンカーについては、適用しない。

第二十七規則　非損傷時復原性

1　載貨重量五千トン以上の油タンカーであつて第一規則28.7に定義する二千二年二月一日以後に引き渡されたものは、適当な場合には、良好な操作上の手順による貨物及びバラストの積載（液体の積替え操作の中間段階を含む。）が最悪の状態の下でのいかなる航行喫水にあつても、次の1.1及び1.2に規定する非損傷時復原性の規準に適合するものとする。すべての状態において、バラスト・タンクは、半載状態であると仮定する。

.1　港内においては、横傾斜角〇度において測られた自由表面により補正された初期メタセンタ高さGMoは、〇・一五メートル以上とする。

.2　海上においては、次の規準を適用する。

.1　復原てこ曲線（GZ曲線）下の面積は、横傾斜角θが三十度までは〇・〇五メートル・ラジアン以上とし、また、横傾斜角θが四十度（浸水角θfが四十度未満の場合には当該浸水角θf）までは〇・〇九メートル・ラジアン以上とする。さらに、復原てこ曲線（GZ曲線）下の面積は、横傾斜角θが三十度と四十度（浸水角θfが四十度未満の場合には当該浸水角θf）との間においては、〇・〇三メートル・ラジアン以上とする。

.2　復原てこGZは、横傾斜角三十度以上においては、少なくとも〇・二メートルとする。

.3　復原てこの最大値は、二十五度以上の横傾斜角（可能な限り、三十度を超えるものとする。）において生ずる。

.4　横傾斜角〇度において測られた自由表面により補正された初期メタセンタ高さGMoは、〇・一五メートル以上とする。

2　1に規定する要件は、設計による方法によつて満たすものとする。兼用船については、簡単及び補足的な操作手順が認められる。

3　2に規定する液体の積替え操作のための簡単及び補足的な操作手順は、船長が利用することができる書面による手順であつて、次の要件を満たすものをいう。

.1　主管庁が承認したものであること。

.2　貨物タンク及びバラスト・タンクが、液体の積替え及び貨物密度の範囲がいかなる特別の状態の下においても、半載状態であり、かつ、復原性の規準に適合していることを示していること。半載状態のタンクは、規準を満たす限り、液体の積替え操作中にその状態を変更し及びいかなる組合せとすることもできる。

.3　液体の積替え操作を担当する職員が容易に理解することができるものであること。

.4　貨物及びバラストの積替え操作の計画された手順を定めること。

.5　図表による復原性の規準を使用して、達成された復原性と要求された復原性とを比較することができること。

.6　担当の職員に広範な数学的計算を要求しないこと。

.7　非損傷時復原性の基準値から逸脱する場合及び非常事態の場合に担当の職員がとるべき是正措置を定めること。

.8　承認されたトリム及び復原性の冊子、貨物及びバラストの積替えの制御場所並びに復原性の計算を行うコンピュータ・ソフトウェアに明確に表示されること。

第二十八規則　区画及び損傷時復原性

1　総トン数百五十トン以上の油タンカーであつて第一規則28.2に定義する千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡されたものは、貨物の密度並びに船舶のトリム及び強度に応じた実際的な部分積載状態又は満載状態におけるいかなる航行喫水にあつても、2に定める仮定の船側損傷又は船底損傷の下において3に定める区画及び損傷時復原性の規準に適合するものとする。船側損傷又は船底損傷は、船舶の次の位置について仮定する。

.1　長さ（L）二百五十五メートルを超えるタンカーにおいては、船舶の長さ方向のあらゆる位置

.2　長さ（L）百五十メートルを超え二百二十五メートル以下のタンカーにおいては、後部にある機関区域の前後のいずれかの境界となる隔壁を含む位置を除くほか、船舶の長さ方向のあらゆる位置。機関区域は、単一の可浸区画室として取り扱う。

.3　長さ（L）百五十メートル以下のタンカーにおいては、機関区域を除くほか、隣接する二の横置水密隔壁の間における船舶の長さ方向のあらゆる位置。長さ（L）百メートル以下のタンカーであつてその航行性能を著しく害することなしには3のすべての要件を満たすことができないものについては、主管庁は、3の要件を緩和することができる。貨物タンクに油（油性残留物を除く。）を積載していない場合のバラスト状態は、考慮しない。

2　次の規定は、仮定の損傷の範囲及び性質について適用する。

.1　船側損傷

.1　縦方向範囲（ls）　船舶のその他の部分の$\frac{2}{3}$L又は十四・五メートルのいずれか小さい方の$\frac{1}{3}$L$^{\frac{2}{3}}$メートル

.2　横方向範囲（ts）　B／6又は十メートルのいずれか小さい方の長さ

.3　基線からの垂直方向範囲（vs）　中央線における船底のモールデッド・ラインから測つてB／15メートル又は六メートルのいずれか小さい方の長さ

.2　船底損傷

.1　縦方向範囲（lc）　船首垂線から〇・三Lメートルまでの部分の$\frac{1}{3}$L$^{\frac{2}{3}}$メートル又は十四・五メートルのいずれか小さい方の長さ

.2　横方向範囲（tc）（夏期満載喫水線の水平面において中心線に対し直角に船側から内方に測る。）B／5メートル又は十一・五メートルのいずれか小さい方の長さ

.3　垂直方向範囲（vc）　限定なしに中心線において船底外板のモールデッド・ラインから上方

.3　2.1及び2.2に定める最大の範囲よりも小さい範囲の損傷が一層重大な状態をもたらす場合には、その小さい範囲を考慮する。